科学研究費助成事業

研究成果報告書



平成 26 年 6月 10 日現在

機関番号: 32816		
研究種目:基盤研究(B)		
研究期間: 2011 ~ 2013		
課題番号: 23402059		
研究課題名(和文)外国籍児童生徒の就学義務に関する法的基盤と制度的支援の国際調査		
研究課題名(英文)Comparative Research on the Compulsory Education of Foreign Pupils: Legal Basis and Support Mechanisms		
研究代表者		
所澤 潤(SHOZAWA, Jun)		
東京未来大学・こども心理学部・教授		
町穴老来早・0002F722		
研究者番号:00235722		
交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 13,300,000 円、(間接経費) 3,990,000 円		

研究成果の概要(和文):ドイツ、イタリア、チェコ、ブラジルは、学齢児の就学義務を設定している。ドイツとイタ リアでは子供は社会の責任で国籍に拠らずに最低限の教育を受けさせねばならないという考えがあり、また、4国には 、居住する子供を国籍で判別することが技術的に困難であるという共通の事情がある。それに対して、中国、韓国、台 湾、タイでは、日本と同様、国家は自国民の子供に対してだけ就学/教育義務を課すという考えが主流である。 いずれの国でも教授言語を習得させる特別な教育が設定されているが、並行して母語保持教育を実施する点については いずれの国もほとんど制度化が進行していない。

研究成果の概要(英文):Brazil, the Czech Republic, Germany and Italy have compulsory school attendance for r all children up to a certain age, regardless of nationality. In Germany and Italy, this system is based on the notion that all resident children should be provided the minimum general education by the state. In Brazil and the Czech Republic the situation concerning the education of migrant children is even more com plex. In all four countries the authorities face the common difficulty of identifying non-citizen children n. On the contrary, China, South Korea, Taiwan, and Thailand as well as Japan, have no system of compulsor y school attendance for children of non-citizens. This policy is based on the educational philosophy that the State is responsible for the provision of compulsory education only to country nationals. Each nation has established mechanisms to provide additional local language support, however effective systems to mai ntain the mother tongue of students are lacking.

研究分野: 社会科学D

科研費の分科・細目:教育学・教育学

キーワード: 就学義務 義務教育 日系南米人 多文化共生 外国籍幼児 日本語初期指導 エスニシティ 移民

1.研究開始当初の背景

我々は、南米から 1990 年以降に日本に来 ている人たちの定住化が進行する状況を踏 まえ、日本の学校現場で導入を求める声が 強く上がっている外国籍の子供達の就学義 務の問題を、諸外国が法的にどのように扱 い、そして現場での実態はどのようである かを明らかにしたいと考えている。

現在の日本は、全く学校に所属していな い外国籍の学齢児がかなりおり、平日の日 中に町なかを徘徊するような事態も起こっ ている。母語も日本語もあまり通じない状 態のまま、年齢を重ねている子供達もいる。 我々は、問題の核心が就学義務の法的枠組 みにあるという問題意識を持ち、このプロ ジェクトを組織した。

義務化を望む声があがる背景として次の 4 点を挙げておきたい。 義務教育は国籍 によらない普遍的な価値観である。 外国 籍児童生徒にも日本人児童生徒と同等の教 育費を国庫負担すべきである(保護者は日 本人と同様に納税義務がある)。 義務化 は、教員及び教育行政担当者に対して、外 国籍児童生徒の教育を日本社会の負うべき 使命であることを意識化させる。 義務化 は、そのための教員研修の質的向上を促す。

2.研究の目的

外国籍児童生徒の教育を、日本人児童生 徒が受けているのと同等の水準まで高める ことが究極の目的であるが、その実現を可 能とする基盤に就学義務があるととらえ、 就学義務化に伴って必要となる補償教育に ついても各国の実施状況を探る。

3.研究の方法

本研究では国際比較によって、外国籍の 子供に就学義務を課さないという、日本で 行われている解釈が決して普遍的なもので はないことを確認する。海外現地調査では、 各国の根拠法と、その下位法令の収集を行 い、併せてそうした法的な条件の下で、ど のように適応教育、現地語教育、母語教育 などのような補償教育や、専門的教員養成 が進められているか等の現状を探る。

調査対象国・地域としては、(1)移民・外 国人受入れの先進国である西欧、北欧、(2) 主に送り出す側である中南米、東南アジア、 中国、(3)新しい受け入れ国・地域である韓 国、台湾等、(4)その他(バルト三国、東欧 等)を選び、訪問して現地調査を行う。

(3)に該当する日本については、諸国との 比較の視点を得るための基準を得るために 調査を行う。(2)の送り出し側の国家の調査 を加えるのは、送り出し側と受け入れ側の 法制度との差異が、両者の齟齬を生み出す 要因の一つとも見られるからである。

4.研究成果

()法的枠組みの違い

教育の権利・義務という点では、調査し たすべての国が自国民の子供には就学義務 を設定しているが、外国籍の子供の就学/ 教育義務については、課している国と、就 学/教育義務は課していないが、就学の権利 を認めている国とに分けられた。調査国の 中で外国籍学齢児の就学/教育義務を設定 しているドイツ、イタリア、チェコ、ブラ ジルには、居住する子供を国籍で判別する ことが技術的に困難であるという事情もあ るが、特にドイツ、イタリアについては、 子供は国籍に拠らずに社会の責任で最低限 の教育を受けさせねばならないという考え が広く共有されている。それに対して、中 国、韓国、台湾、タイでは、日本と同様に、 国家は自国民の子供に対してだけ就学/教 育義務を課すという考えが主流である。そ れらの国では子供の国籍を判別することが 容易であるという事情も確認できる。

以下に現地調査の結果の要点を、各国と 日本の国内について分けて掲げるが、フラ ンス、ペルーの調査結果は、現時点では十 分に情報を整理できていないため言及し ない。また、フィンランド、ラトビアについては権利についてのみ調査結果が出ている。

- ()各国の現地調査
- (1) 移民・外国人受入れの先進国

ドイツ 就学義務 外国籍の子供にも 5 歳半から就学/教育義務を課している。但 し、難民は保護の対象であるため、例外的 に就学義務はない。インターナショナルス クールは、いずれも私立学校として認可さ れたものであり、卒業すればギムナジウム 進学が可能である。

補償教育 言語のベースを作るためのサ ポート教育の時間が、学校によっては提供 される。小学校の高い成績が要求されるギ ムナジウム(大学進学コース)への進学を どのように支援するかが問題である。

イタリア 就学義務 合法的に滞在する 外国人には就学/教育義務がある。外国籍で も義務教育にかかる権利・義務はイタリア 人と同じ扱いになる。移民として流入する 人口は毎年 30 万人以上のため、事実上線引 きをすることが困難だという事情がある。

補償教育 イタリア語の特別クラス、通 訳者の活用、イタリア語ができない子供の ための特別クラスなどが設けられている。 母語保持教育は行われていない。

フィンランド 就学義務 未詳 補償教育 フィンランド語習得に関して は、国が定めるコアカリキュラムがある。 多文化に配慮したガイダンスとカウンセ リングのあり方について教員養成の段階 から学ぶプログラムも開発されている。 (2)主に送り出す側の国家

タイ 就学義務 1999年制定の国家教育 法(2002年修正)で、12年の基礎教育の保 障が定められた。その後「非正規在住者の 教育についての閣議決定」(2005.7.5)で、 国内在住のすべての子供(国籍を問わず) に就学の権利を保障し、2007年の憲法で、 国内在住のすべての子供に 12 年間の無償 基礎教育を保障した。権利としては保障さ れたが、義務化は行われていない。

補償教育 NGO による言語等の補償教育 活動が、「非正規在住者の教育についての 閣議決定」(2005.7.5)により活発化した。

中華人民共和国 就学義務 2006年まで は各省では省籍のある子供のみが義務教育 の対象となっていた。外国籍の子供は事実 上義務教育の対象ではない。華僑子女は中 国籍を持つため、国内にいるときは義務教 育の対象となる。

補償教育 外国人は、現地校にも外国人 子女学校にも入学できる。現地校が外国人 を受入可能になったのは 1990 年代末以降 である。外国人子女学校には、ナショナル スクール(特定の国籍の子供対象)とイン ターナショナルスクール(多国籍の子供を 受け入れる)がある。また補習機関をこの カテゴリーに入れている地域もある。

ブラジル 就学義務 憲法は、義務教育 の対象者を「国家および家族の義務」とし、 義務教育は、その対象者を国籍によらない こととしている。

補償教育 ポルトガル語ができない場合、 通常学級へ編入する準備段階として補習ク ラスなどが設けられることがある。

(3)新しい受け入れ国・地域

大韓民国 就学義務 2007年に「在韓国 外国人処遇基本法」が制定され、基盤が設 けられた。国民の就学義務を定めた初等中 等教育法には、外国籍児童生徒の就学義務 は明文化されていない。

補償教育 教育科学技術省は 2012 年 3 月に「異文化を背景とする児童・生徒の教 育先進化プラン」を発表し、2012 年から「予 備学校」を全国的に順次配置し、また就学 を支援するコーディネーターを配置する。

台湾 就学義務 外国籍の子供は国公私 立の小中学校に入学できるが、就学/教育 の義務はない。

補償教育 一部の小学校では中国語習得 のための教育が行われている。外国人の母 語保持教育は行われていない。

(4)その他の国家

ラトビア 就学義務 未詳。就学の権利 については 2010 年改正の教育法では、EU 域外からの移民、難民、亡命希望者もしく は無国籍者の学齢児に公立学校における無 償教育を受ける権利が認められた。

補償教育 1995年に「ラトビア語訓練国 家プログラム」が導入され、1999年からす べての少数民族に対して母語とのバイリン ガル教育が実施されている。現在は移民の ためのラトビア語教育が注目されている。

チェコ 就学義務 義務教育の対象者は 教育法で次のように規定されている。 90 日以上滞在する他の EU 加盟国民、 永住 権または 90 日以上滞在する権利を持つそ の他の外国人、 国際的保護の手続きを踏 んでいる者。

補償教育 教授言語は教育法 13 条で、チ ェコ語と規定されているが、チェコ語以外 の教授言語(英語、フランス語、ドイツ語、 スペイン語)による授業も行われている。 基礎教育における外国人子女へのチェコ語 教育は、教育法第 20 条で無償提供を規定、 また母語及び母文化の教育も支援すること とされている。但し、現実には十分機能し ていないようである。基礎教育小学校相当 部分では、就学に代えて家庭教育も管轄学 校長から許可を受ければ可能である。

()日本国内の実態調査

群馬県大泉町では日系南米人児童の入学 促進の流れは次のとおりである。

住民基本台帳によって、8月中旬には学 齢簿と同様の外国人名簿一覧を作成する。 学齢児に対して9月中旬には、外国人向け 入学説明会を開催するため、その案内を8 月下旬に行う。日本籍になっているもので も、帰化した者であることが推定される場 合には通知する。説明会では就学時健康診 断の説明をし、10月にそれを実施する。1 月下旬に教育委員会教育長宛の「就学申請」 を受付け、それを受けて入学通知書を交付 する。2月下旬に入学説明会を行い、4月に 入学に至る。

就学/教育義務を実施するのであれば、日本の学校かブラジル人学校かを選択する機会を設け、その経済的負担を均等化し、明瞭化することが必要である。

試作した日本語初期指導用『やってみよう!にほんごかんたん!第2版』、同『ひらがな絵カード第2版』は、群馬県伊勢崎市教育委員会より市内全公立小中学校に配付され、活用されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者 には下線)

〔**雑誌論文**〕(計 21件)

<u>山口陽弘</u>「イマージョン教育を受ける日本 人中学生の音韻的作動記憶に関する研究 非単語復唱能力の観点から」『群馬大学 教育実践研究』第 30 号, 2013,pp.199~210 <u>田中麻里・前田亜紀子</u>「ペルーの教育事情

リマ市内外の3校の事例より」『群馬 大学教育実践研究』第30号 2013pp.95-104, <u>所澤 潤</u>「台湾 6-3-3-4制上の独 自モデルの追求」馬越徹・大塚豊編『アジ アの中等教育改革』東信堂、2013、pp.54-91 <u>澤野由紀子</u>「スウェーデン民衆教育におけ る市民性教育」<u>近藤孝弘</u>編『統合ヨーロッ パの市民性教育』名古屋大学出版会、2013、 pp.231-245

<u>近藤孝弘</u>「オーストリアにおける政治教育 の導入」<u>近藤孝弘</u>編『統合ヨーロッパの市 民性教育』名古屋大学出版会、2013、 pp.120-139

<u>日暮トモ子</u>「教育動向」「教育要覧・統計」 財団法人中国研究所編『中国年鑑 2013』毎

日新聞社、2013、pp.206-208	<u>猪股 剛</u> 「ドイツ調査報告」同上書、
<u>所澤 潤</u> 「研究の趣旨 なぜ就学義務を国	pp.103-105
際比較で考えるのか 」『外国籍児童生徒	<u>小川早百合</u> 「チェコの学校教育調査概要
の就学義務をめぐって』 ,東京未来大学	母語・外国語教育を中心に 」同上書、
<u>所澤</u> 研究室、2014、pp.1-6	pp.107-111
<u>日暮トモ子</u> 「中国における外国人児童の就	<u>澤野由紀子</u> ・ <u>小川早百合</u> 「バルト諸国にお
学実態と子どもの権利 中国・上海調査	ける外国籍児童生徒の就学義務に関する法
(2012)から 」同上書、pp.7-17	的基盤と制度的支援に関する調査 ラトビ
<u>日暮トモ子</u> 「中国・上海における外国籍児	アを中心に 」同上書、pp.113-128
童生徒の就学義務に関する法的基盤と制度	<u>澤野由紀子</u> 「フィンランドにおける外国籍
的支援に関する調査(現地調査報告)」同	児童生徒の就学義務に関する法的基盤と制
上書、pp.19-24	度的支援に関する調査」同上書、pp.129-130
林 恵「群馬県大泉町における外国人児童	〔図書〕(計3件)
の小学校就学の方法と就学義務化に向けた	船戸嘉津実・古澤孝夫・石原剛・ <u>田中亜子</u>
課題」同上書、pp.25-34	『やってみよう! にほんごかんたん!
<u>小川早百合</u> ・ <u>志賀幹郎</u> ・ <u>小池亜子</u> ・Leiko	第 2 版』群馬大学大学院教育学研究科 <u>所</u>
Matsubara Morales「ブラジルにおける外国	<u>澤</u> 研究室、2012、全 62 頁
籍児童生徒の就学義務に関する調査 帰国	船戸嘉津実・古澤孝夫・石原剛・ <u>田中亜子</u>
日系児童生徒を中心に 」同上書,pp.35-36	『やってみよう!にほんごかんたん!第2
<u>小川早百合</u> 「ブラジルの帰国日系児童生徒	版 ひらがな絵カード』同上発行、2012
の教育問題 就学義務に関する法制度、お	外国籍児童生徒就学義務研究会編『外国籍
よび学校教育に関する調査から 」同上書、	児童生徒の就学義務をめぐって』 ,東京
pp.37-43	未来大学 <u>所澤</u> 研究室、2014、全 130 頁
<u>小池亜子</u> 「ブラジル帰国日系児童生徒の学	6.研究組織
校生活と教育支援に関する事例 サンパウ	(1)研究代表者
ロ市及びスザノ市での聞き取り調査から	所澤 潤 (SHOZAWA Jun)
」同上書、pp.45-58	東京未来大学・こども心理学部・教授
<u>志賀幹郎</u> 「ブラジル移民史略述 日系ブラ	研究者番号:00235722
ジル人の子どもの背景として 」同上書、	(2)研究分担者
pp.59-69	中田 敏夫 (NAKADA Toshio)
<u>山﨑瑞紀</u> 「韓国の報告」同上書、pp.71-80	愛知教育大学・教育学部・教授
<u>小川早百合</u> 「イタリアの義務教育機関での	研究者番号:60145646
外国籍児童生徒への対応 イタリア語指導	入澤 充 (IRISAWA Mitsuru)
と就学義務についての調査から 」同上書、	国士舘大学・法学部・教授
pp.91-94	研究者番号:90307661
<u>志賀幹郎</u> ・ <u>小池亜子</u> 「タイにおける外国籍	小川 早百合 (OGAWA Sayuri)
児童生徒の就学義務に関する法的基盤と制	聖心女子大学・文学部・教授
度的支援に関する調査 サムット・サコー	研究者番号:20276653
ン県でのNGOへの聞き取りに基づいて 」	古屋 健 (FURUYA Takeshi)
同上書、pp.95-101	立正大学・心理学部・教授
ľ	

研究者番号:20173552 江原 裕美 (EHARA Hiromi) 帝京大学・外国語学部・教授 研究者番号: 40232970 澤野 由紀子 (SAWANO Yukiko) 聖心女子大学・文学部・教授 研究者番号:40280515 志賀 幹郎 (SHIGA Mikio) 電気通信大学・国際交流センター・准教 授 研究者番号:70272747 山口 陽弘 (YAMAGUCHI Akihiro) 群馬大学・教育学研究科・教授 研究者番号:80302446 (平成 23 年度、24 年度は連携研究者) 田中 麻里 (TANAKA Mari) 群馬大学・教育学部・准教授 研究者番号:10302449 Yoffe Leonid, G 早稲田大学・商学学術院・准教授 研究者番号: 80434265 服部 美奈 (HATTORI Mina) 名古屋大学・教育発達科学研究科・准教 授 研究者番号: 30298442 山崎 瑞紀(YAMAZAKI Mizuki) 東京都市大学・メディア情報学部・准教 授 研究者番号:10277866 日暮 トモ子 (HIGURASHI Tomoko) 有明教育芸術短期大学・子ども教育学科 ・准教授 研究者番号:70564904 猪股 剛 (INOMATA Takeshi) 帝塚山学院大学・人間科学部・准教授 研究者番号:90361386 小池(田中) 亜子(KOIKE Ako) 国士舘大学・政経学部・講師 研究者番号:10439276 (3)連携研究者

小室 広佐子 (KOMURO Hisako) 東京国際大学・国際関係学部・教授 研究者番号:90337478 近藤 孝弘 (KONDO Takahiro) 早稲田大学・教育・総合科学学術院・教 授 研究者番号: 40242234 三輪 千明 (MIWA Chiaki) 倉敷市立短期大学・教授 研究者番号:00345852 市川 誠 (ICHIKAWA Makoto) 立教大学・文学部・准教授 研究者番号:60308088 音山 若穂(OTOYAMA Wakaho) 群馬大学・教育学研究科・准教授 研究者番号:40331300 前田 亜紀子 (MAEDA Akiko) 群馬大学・教育学部・准教授 研究者番号:00286692 (4)研究協力者 德江 基行 (TOKUE Motoyuki) 伊勢崎市教育長 研究者番号:10628415 (平成23年度、24年度は群馬大学客員准 教授、連携研究者) モラレス松原礼子 (MORALES Leiko MATSUBARA) サンパウロ大学・教授 佐藤 久恵 (SATO Hisae) 東京未来大学・こども心理学部・非常勤 講師 林 恵 (HAYASHI Megumi) 大泉保育福祉専門学校・専任講師 清水 真紀 (SHIMIZU Maki) 群馬大学・教育学部・非常勤講師 研究者番号:60433637 福田(石司) えり(SEKIJI FUKUDA Eri) 慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員(訪問) 白石 淳子 (SHIRAISHI Junko) 群馬県・玉村町立玉村小学校・教諭